

平成20年5月20日

各 位

会社名 ユニチカ株式会社  
代表者名 取締役社長 大西 音文  
(コード番号 3103)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の第198回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法第194条に規定する单元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、次のとおり当社定款の一部を変更いたします。

- (1) 第11条(单元未満株式の買増し)を新設します。
- (2) 上記に伴い、買増し請求をする権利を新設したため、第10条(单元未満株式についての権利)及び第11条(基準日)を変更します。
- (3) 上記変更のほか、条数の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年6月27日
定款変更の効力発生日	平成20年6月27日

以 上

(本件に関するお問合せ先)

ユニチカ株式会社 経営企画部 I R 広報グループ

TEL : 06 - 6281 - 5695

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 10 条( 単元未満株式についての権利 ) 本会社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ( 1 ) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 ( 2 ) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 ( 3 ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 ( 新 設 ) ( 新 設 )</p> <p>第 11 条 ( 基準日 ) 本会社は毎事業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ( 以下略 )</p> <p>第 12 条 ~ 第 37 条 ( 条文省略 )</p>	<p>第 10 条( 単元未満株式についての権利 ) 本会社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ( 1 )( 現行どおり ) ( 2 )( 現行どおり ) ( 3 )( 現行どおり ) <u>( 4 ) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第 11 条( 単元未満株式の買増し ) <u>本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u> <u>前項の請求があった場合において、本会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、本会社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>第 12 条 ( 基準日 ) 本会社は毎事業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ( 以下略 )</p> <p>第 13 条 ~ 第 38 条 ( 現行どおり )</p>